

平成 22 年 7 月 8 日 (木)

東北 I M 連携協議会 (T A I M) 第 4 回総会

次第

1. 開会

2. 挨拶            東北 I M 連携協議会事務局長    佐藤 亮

3. 議事

(1) 第 1 号議案

- ・平成 2 1 年度事業報告について
- ・平成 2 1 年度収支決算報告について

(2) 第 2 号議案

- ・平成 2 2 年度事業計画案について

(3) 第 3 号議案

- ・役員の変更について

(4) その他

4. 閉会



## (1) 第1号議案

### ・平成21年度事業報告

#### 1. 東北IM連携協議会ワークショップ in 釜石 . . . . . 資料1

期 日 : 平成21年6月25日(木) 14:00～ 総会、ワークショップ  
26日(金) 9:00～ 工場見学

会 場 : 釜石市 陸中海岸グランドホテル

参加人数 : 70名(各県IM、地域大学、関係機関、金融機関、企業)

#### 2. 東北IM連携協議会ワークショップ in 白河 . . . . . 資料2

期 日 : 平成21年10月15日(木) 14:00～ ワークショップ1部2部  
16日(金) 9:00～ 工場見学

会 場 : 白河市 鹿島ガーデンヴィラ

参加人数 : 43名(各県IM、関係機関、金融機関、企業)

#### 3. 幹事会

##### 第3回東北IM連携協議会幹事会

期 日 : 平成22年2月2日(火)

時 間 : 15:00～

場 所 : (財)あきた企業活性化センター 2F会議室

協議事項 : ①今年度事業について検証(担当IMより)  
②来年度事業計画について(宮城県・秋田県幹事より)  
③人事案件について  
④その他

「支援企業事例発表会、意見交換・施設見学会」

期 日 : 平成22年2月3日(水)

時 間 : 9:30～

場 所 : (財)あきた企業活性化センター 2F会議室

内 容 : 事例発表企業 インターフェイス㈱

##### 第4回東北IM連携協議会臨時幹事会

期 日 : 平成22年4月26日(火)～27日(水)

時 間 : 26日 14:30～ 27日 9:30～

場 所 : (独)産業技術総合研究所東北サテライト

協議事項 : ①人事の確認について  
②今年度の事業計画と東北各県の事業について  
③経済産業省の今年度事業について  
④その他

・イノベーションネット事業について

「東北IM連携協議会 W.S.in 釜石」のその後

花巻市起業化支援センター  
佐藤 亮

1. 開催状況

開催日時：平成21年6月25日（木） 14:40～ 総会、ワークショップ  
26日（金） 9:00～ 工場見学（SMC株式会社）  
会 場：釜石市 陸中海岸グランドホテル及び地域企業  
参加人数：70名（各県IM、地域大学、関係機関、金融機関、企業）

2. 開催後の釜石地域について

- ・釜石地域及び沿岸地域の県、市の参加職員や支援関係機関に対し、IMの活動や存在意義等が理解された。
- ・岩手県内支援関係機関に対し、東北各県のIM活動の実際やそれに携わる人材と意見交換交流が出来、事業実施に良い影響が出ている。
- ・釜石市では、同活動の効果から内陸（北上川流域地域）との企業間交流会の実施し、コーディネート活動の強化を図った。
- ・同市支援機関である、（財）釜石・大槌地域産業育成センターでもコーディネーターの増員を図る為の良い機会となったと評価頂く。

3. 岩手県の動き

- ・岩手県では平成22年より沿岸3地方振興局（宮古・釜石・大船渡）を広域化し、振興局の再編を図る計画がある。その中で、沿岸3地域に横串を通す支援人材を採用する構想がまとまった。同ワークショップの影響大。
- ・沿岸地域での新活動として以下の事業が立ち上がる。  
（産学連携コーディネーターの育成・ものづくり塾・事業化研究会の立ち上げ）  
（人材育成会議の設置・就職warmingup事業）

4. まとめ

- ・岩手県内はBI施設やコーディネーターの採用など市単独での事業として早くから取り組まれているが、他地域事例や実際の担当者との交流が不足していると考えていた。特に沿岸地域は内陸とのインフラ面での格差から同活動に不可欠なネットワーク構築が出来にくい状況にある。今回のワークショップを通し、県内関係機関に対し良い刺激となった。

「東北IM連携協議会 W.S.in 白河」のその後

福島駅西口インキュベートルーム

新城 栄一

1. 開催状況

開催日時：平成21年10月15日（木）14：00～ 総会、ワークショップ  
16日（金） 9：00～ 施設見学、企業訪問  
会 場：鹿島ガーデンヴィラ 会議室  
参加人数：43名（各県IM、関係機関、金融機関、企業）

2. 開催後の白河地域について

- (ア)開催当日、白河市長にもお出で頂けたように、白河市では新規創業や第二創業等の起業支援に熱意を持って取り組まれております。
- (イ)平成23年春に開設予定の白河市駅前の市立図書館において、インキュベートルームを設置する予定で、今回のWCでも主体的に開催活動をして頂いた「一般社団法人 産業サポート白河」が運営者として入居予定となっており、市街地での起業家育成を本格的に行なう手順が出来てきました。
- (ウ)白河市および産業サポート白河では今年度、「～しらかわの魅力発信～ビジネスアイデアコンテスト」2010の開催を予定しており、23年度のインキュベートルーム開設に向かって着々と地域のプレ・インキュベーションに対する取り組みに入っております。

3. 福島県の動き

- (ア)福島県では、これまでも続けてきた各地域のインキュベート事業をネットワークする福島県インキュベート施設ネットワーク協議会の活動として、平成21年11月に「ふくしまチャレンジャープレゼンテーション」を開催しました。
- (イ)これは各地域のインキュベート施設に入居する企業6社が一同に集って、自らのビジネスモデルや成果を発表するというものです。また、当日は発表以外の入居企業や支援者達も一同に会して交流会を開催し、情報の交換や事業連携等を探りました。
- (ウ)県内では初の試みでしたが、参加企業、施設共に非常に好評で、今後、より発展させて取り組んで行きたいテーマになっております。
- (エ)また、福島県インキュベート施設ネットワーク協議会では昨年度「福島県社会起業家育成・支援事業」を展開し、現在、国としても積極的に取り組みつつあるソーシャルビジネスの領域にいち早く取り組みを開始しております。今年度も継続中です。

4. まとめ

- (ア)インキュベート施設各々での展開は固より、地域振興・再生の手法の一つとして、インキュベート事業が注目されつつあり、今年度の大規模なIM養成の構築に結びついたと考えます。

・平成21年度収支決算報告

東北IM連携協議会ワークショップ in 釜石収支決算 平成21年6月25日～26日

(単位：円)

収入の部					支出の部				
No	名目	単価	員数	金額	No	名目	単価	員数	金額
1	参加費	1,000	36	36,000	1	コピー代			1,680
2					2	協議会代表印作成代			10,000
3					3				
収入合計				36,000	支出合計				11,680
差引金額									24,320

会場借用料は東北経済産業局様、岩手県釜石地方振興局様から助成を受けております。

東北IM連携協議会ワークショップ in 白河収支決算 平成21年10月15日～16日

(単位：円)

収入の部					支出の部				
No	名目	単価	員数	金額	No	名目	単価	員数	金額
1	参加費	1,000	35	35,000	1	飲料水	100	50	5,000
2	交流会会費	4,000	36	144,000	2	交流会費			145,320
3	白河市長より			5,000	3				
収入合計				184,000	支出合計				150,320
差引金額									33,680

会場借用料は東北経済産業局様、から助成を受けております。

平成21年度東北IM連携協議会収支決算書

(単位：円)


収入の部					支出の部				
No	名目	単価	員数	金額	No	名目	単価	員数	金額
1	前年度繰越金			33,769	1	生花代 (越後屋さん葬儀)			15,750
2	WS in 釜石			24,320					
3	WS in 白河			33,680					
4	利息			8					
収入合計				91,777	支出合計				15,750
差引金額									76,027


差引金額合計 76,027円は平成22年度事業への予備費とする。

## 監査報告

平成21年度東北IM連携協議会の収支決算並びに関係書類について監査した結果、いずれも適正に処理されていることを認めます。

平成22年7月8日

監事 横山 繁 

監事 佐藤 利 

## (2) 第2号議案

### ・平成22年度事業計画案について

#### 1. ワークショップ開催事業

- ・東北IM連携協議会ワークショップ in 石巻
- ・東北IM連携協議会ワークショップ in 大館（10月14日～15日）
- ・日本立地センター、イノベーションネット、JBIA、東北経済産業局とのIMワークショップ開催の連携

#### 2. IM関連情報の発信

- ・全国各地域IM連携組織の事業等について、会員への情報発信
- ・メーリングリストによる情報発信  
東北IM連携協議会（一般会員：50名）  
メーリングリストの概要  
アドレス：taim01@freeml.com  
システム：www.freeml.com を利用。  
管理者：斉藤方達（テクノプラザみやぎ）

東北IM連携協議会（役員用：11名）

アドレス：tohoku-im@freeml.com  
システム：www.freeml.com を利用。  
管理者：斉藤方達（テクノプラザみやぎ）

#### 3. 事業計画立案や活動内容検討

- ・有志による分科会を立ち上げ、協議会活動計画や人事も含む方向性を検討する。

#### 4. その他協議会の目的に資する事業

- ・日本立地センター、JBIA、東北経済産業局、基盤整備機構の事業に対する協力
- ・BI5原則に添ったIMスキルの向上
- ・支援人材ネットワーク連絡会議（弁理士、公認会計士、技術士、プロマネ etc.）
- ・スキルアップセミナー（知的財産セミナー etc.）



### (3) 第3号議案

- ・任期満了に伴う役員改選について

#### 「東北IM連携協議会」役員(案)

##### 代表幹事

柿崎 博美 あきた企業活性化センター

##### 事務局長

佐藤 亮 花巻市起業化支援センター

##### 幹事

加藤 雅紹 21 あおもり産業総合支援センター

庄司 孝一 上山商工会

新城 榮一 福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構

河井 豊 T-Biz (中小機構)

斉藤 方達 テクノプラザみやぎ

##### 監査

佐藤 利雄 岩手大学地域連携推進センター (活動監査の担当)

横山 繁美 米沢ビジネスネットワークオフィス (事務監査の担当)

(敬称略)

##### (参考)

連絡窓口のご担当 新井 純 さん 東北経済産業局地域経済部産業支援課

### (4) その他

##### ワークショップ輪番について

秋田 ⇒ 青森 ⇒ 山形 ⇒ 岩手 ⇒ 福島 ⇒ 宮城

# 東北 IM 連携協議会規約

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本会は、「東北 IM 連携協議会」(Tohoku Association of IM . 略称「TAIM」)と称する。

### 第2条(目的)

本会は、会員相互の連携を図り、東北地域におけるインキュベーション活動および地域の発展に資することを目的とする。

### 第3条(活動)

本会は、目的達成のために以下の活動を実施する。

- 1) 情報発信及び情報共有
- 2) 会員や関係機関のネットワーク形成
- 3) 会員及び関係者のスキルアップ
- 4) その他、目的達成に資する活動

## 第2章 会員

### 第4条(種別)

本会の会員は、次のとおりとする。

- 1) 正会員 : インキュベーション活動を実施する団体及び個人
- 2) 賛助会員: インキュベーション活動に関係する団体及び個人
- 3) 名誉会員: 幹事会が承認した団体及び個人

### 第5条(会員情報)

本会の会員は、連絡先を本会に届けなければならない。また、変更が生じた場合も同様とする。

## 第3章 会議

### 第6条(種別)

本会は、総会及び幹事会を開催する。

- 1) 総会は、全会員で構成する。
- 2) 総会は、年1回の定期会と必要に応じて、臨時会を幹事会が召集する。
- 3) 幹事会は、代表幹事、幹事、事務局長で構成する。
- 4) 幹事会は、必要に応じて代表幹事が召集する。

### 第7条(議決)

会議の議決は、出席者の過半数の同意によって決し、議決内容は会員により尊重する。

## 第4章 組織

### 第8条(種別)

本会は、次の役員をおくことができる。

- 1) 代表幹事及び事務局長(各1名)
- 2) 幹事(若干名)
- 3) 監査(若干名)

### 第9条(選出)

幹事、監査は総会において選出する。

代表幹事及び事務局長は、幹事の中から互選で選出する。

### 第10条(任期)

役員の仕事は三カ年とし、再任を妨げない。

### 第11条(事務局)

事務局は、事務局長の下に行う。

連絡窓口を東北経済産業局に置く。

### 第12条(顧問・相談役)

本会の運営の助言を行うために、次の役職を招請することが出来る。

- 1) 顧問
- 2) 相談役

### 附則

1. 総会において、出席者の2/3以上の賛同のあるときに、本規約の改正・変更ができる。
2. 代表幹事が職務の執行を出来ない場合は、事務局長が監査の同意のもと職務を代行できる。
3. 実施

本規約は平成20年2月7日より実施する